

情報セキュリティ基本方針

当社は、インターネットを活用する暗号資産交換業の特性を踏まえ、利用者の皆様に信頼される取引環境を継続的かつ安定的に提供するため、利用者の皆様及びお取引先様から当社に委託された情報資産、ならびに当社が所有する情報資産を保護することの重要性を認識し、企業活動のあらゆる面において情報資産の適切な利用・管理を行うことを重要な社会的責任であると考えます。

情報資産のセキュリティに関する当社の取組方針として情報セキュリティ方針（以下「本方針」といいます。）を以下の通り、定めます。

1. 定義

本方針における主な用語の定義は以下の通りとします。

(1) 情報セキュリティ

- 情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を維持することをいい、「機密性」「完全性」「可用性」とは以下のことをさします。
- 「機密性」：利用を許可された者だけが、情報資産にアクセスできること。
- 「完全性」：情報資産の内容が、改ざんや破壊されることなく、正確であること。
- 「可用性」：利用を許可された者だけが、必要な時に必要な情報資産を利用できること。

(2) 情報資産

情報システム並びにシステム開発・導入・運用・保守のための資料等の総称で、電子的なデータはもちろん、コンピュータ及び記憶媒体、印刷物等の紙媒体、人の頭の中にある情報、音声などを含めた全ての情報及び伝達手段をさすものとします。

(3) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記憶媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをさすものとします。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、当社が保有するすべての情報資産とします。また、外部委託先にて取り扱う当社情報資産も適用範囲とし、外部委託先に対し、本方針に準拠した契約内容を定め、その遵守を要請します。

3. 管理運用体制

当社の情報セキュリティの管理・運用体制を構築・維持・向上を推進するために、これ担当する体制、役割、責任者を明確にし、その従業員の職務と権限を明確にします。なお、当社の情報セキュリティ対策実施の最高責任者は、システム統括管理責任者である

システム担当取締役が兼務するものとします。

4. 情報セキュリティ対策の策定

情報セキュリティ対策の策定にあたっては、情報資産に対するリスク分析等に基づいて、対策の有効性等を考慮して行います。

5. 周知と教育訓練の実施

当社の業務に従事しているすべての従業員（当社と雇用関係にある正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）に対して、情報セキュリティに関する法令、規則等、本方針及び本方針に基づき定められた規程・基準等を遵守するよう、周知を図るとともに、定期的に教育活動を行います。

6. 事故の予防と継続的改善

情報セキュリティ事故を未然に防ぐために必要な予防措置を実践するとともに、万一の発生時にはすみやかに根本原因を調査・分析し、再発を防止するために必要な是正処置を講じ、継続的な改善に取り組みます。

7. 遵守義務

すべての従業員は、情報セキュリティの重要性を認識した上で、情報セキュリティに関する法令、規則等、本方針及び本方針に基づき定められた規程・基準等を遵守します。

株式会社ガイア

2021年6月18日制定

2022年8月2日制定

2023年6月27日改定